

新宿区告示第164号

令和8年度労働報酬下限額について

新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）第8条第3項の規定により、令和8年度における労働報酬下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和8年3月17日

新宿区長 吉住 健一

1 工事請負契約

（単位：円 / 1日当たり）

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	27,630	27	普通船員	29,430
02	普通作業員	24,300	28	潜水士	47,430
03	軽作業員	16,830	29	潜水連絡員	34,380
04	造園工	24,930	30	潜水送気員	32,310
05	法面工	30,240	31	山林砂防工	29,250
06	とび工	29,790	32	軌道工	52,830
07	石工	29,790	33	型わく工	29,700
08	ブロック工	29,160	34	大工	27,540
09	電工	30,870	35	左官	30,420
10	鉄筋工	30,420	36	配管工	27,090
11	鉄骨工	26,820	37	はつり工	28,080
12	塗装工	32,850	38	防水工	34,380
13	溶接工	34,290	39	板金工	32,220
14	運転手（特殊）	27,990	40	タイル工	25,020
15	運転手（一般）	23,040	41	サッシ工	29,970
16	潜かん工	33,570	42	屋根ふき工	32,220
17	潜かん世話役	40,230	43	内装工	30,960
18	さく岩工	37,800	44	ガラス工	30,060
19	トンネル特殊工	34,020	45	建具工	30,960
20	トンネル作業員	28,890	46	ダクト工	27,090
21	トンネル世話役	38,520	47	保温工	25,740
22	橋りょう特殊工	33,030	48	建築ブロック工	29,790
23	橋りょう塗装工	32,850	49	設備機械工	25,200
24	橋りょう世話役	37,800	50	交通誘導警備員A	18,450
25	土木一般世話役	30,960	51	交通誘導警備員B	16,830
26	高級船員	35,730			

令和7年度まで、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取り扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額を別に設定していたが、この取り扱いを廃止する。

2 業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり 1,573円
---------	---------------

区外に存する施設の指定管理協定については、各施設が所在する県の最低賃金で定められている地域別最低賃金額と、東京都の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額の格差率に、令和8年度の労働報酬下限額を乗じて得た金額とする。

中強羅区民保養所「箱根つつじ荘」	1,572円
区民健康村「グリーンヒルハヶ岳」	1,350円
女神湖高原学園「ヴィレッジ女神湖」	1,361円

以上